

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
ウエス（１号）白	整補 8-3	
	作 成	令和 7 年 4 月 1 日
	変 更	令和 8 年 4 月 2 3 日
	作成部隊等名	航空学校宇都宮校

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空学校宇都宮校において使用するウエス（１号）白について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

a) 製品の呼び方

製品の呼び方は、ウエス（１号）白とする。

b) 契約担当官等

“会計法”第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。

2 製品に関する要求

2.1 品 質

本製品は白色であって柔らかく、かつ吸収性があり清潔な織物でなければならない。材料（生地）は同一のものを使用し、均等の品質を持つものとする。

2.2 材 料

材料は、次による。

- a) 本製品の綿混入率は 60 % 以上のシーツ生地と同等のものとし、布地は白色であり各個装間の綿混入率は努めて平均させるものとする。
- b) 本製品は、毛布、帆布、オーバー地等の厚織物及び縫い重ねたもの等、手入作業に使用し難いものがあってはならない。
- c) 本製品はボタン、ホック等のプラスチック及び金属製のものが付着してはならない。

2.3 加 工

加工は、次による。

- a) 本製品はほぼ完全にしわをのばし、洗濯、乾燥及び消毒を完全に実施しなければならない。
- b) 本製品の 1 枚当たりの寸法は巾及び長さとも 20 cm 以上とする。

2.4 包 装

包装は、次による。

- a) 個装は 4 kg を 1 単位として、ビニール袋に入れ、細紐で結束する。
- b) 外装は 5 個装（20 kg）をまとめて、ビニール紐又は麻紐等で 2 箇所以上胴掛けするものとする。

3 検 査

製品検査及び重量検査とする。

- a) 製品検査は，抽出検査を基準とするが，必要に応じ全数検査を実施し合否を判定する。
- b) 重量検査は，正味重量が基準キロ数であるか測定し合否を判定する。

4 その他の指示

本仕様書の内容について，疑義を生じた場合は，契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。